

## 第1回専門部会における事務局作成資料に対するコメント

**1 所在地区分の見直し**

道路の占用の対価は、物件を設けようとする場所の土地の価格に一定の率を乗じて算定されるべきである。道路管理者及び占用主体の事務処理の簡便化のために定額物件を設けるのであれば、定率物件として算定した場合の額に近づくように区分をするべきであり、現行の所在地区分を見直して土地の価格に着目した区分とするのは賛成である。

現在の所在地区分は、23区又は市町村を単位に分類しているが、同じ市の区域であっても中心市街地とそれ以外とは大きな差がある。市町村単位ではなく、より細かな分類をするべきである。例えば、路線価により道路の区画単位で区分することも考えられる。最近はGISデータが整備されており、システムを構築すれば十分に可能ではないか。

**2 政策減免の整理・合理化**

上述のとおり、道路利用の対価は土地の時価に一定の率を乗じた額とすべきであり、定められた額をしっかりと徴収すべきである。政策減免はゼロベースで見直し、最低限必要なもののみとすべきである。

**3 激変緩和措置の見直し**

固定資産税についても激変緩和措置が講じられており、道路占用の対価についても一定の激変緩和措置は必要と考える。固定資産税評価額の変動割合等を参考に検討すべきである。

**4 占用料の多寡による競願の処理**

道路は典型的な公物であり都市を形成する一要素である以上、そこに占用される物又は占用主体については、少しでも街に資する方を選ぶのが原則である。

占用希望が競合する場合であって道路管理者が甲乙つけるのが難しい場合があるのであれば、定率物件として算定した占用料額を最低価格として競争させることは有り得るが、競合する者のうちどちらが社会に資するののかという視点を排除してはならないと考える。

**5 収益比例占用料の適用範囲の拡大**

現在の収益比例占用料が閉鎖空間における独占利益に着目して導入されているのであれば、その拡大には新たな理屈付けが必要である。どのような物件への拡大を目指すのか次第であるが、収益の把握が難しい場合が多いのではないか。また、大量一括処理のために定額物件としている看板については、収益を勘案しようとする事務が繁雑になりすぎるのではないか。